

議案第44号

基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について

基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

基山町民会館設置及び管理に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「の一部又は全部を」を「を減額し、又は」に改める。

第21条第4項中「の全部若しくは一部を」を「を減額し、若しくは」に改める。

別表第1の1大ホールの使用料の表中「5,300円」を「3,490円」に改め、同表の2諸室の使用料の表を次のように改める。

（単位：円）

区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
会議室(1)	150	300
小会議室	50	100
和室	50	260
茶室	50	150
リハーサル室	100	260
実習室	150	310
視聴覚室	150	240
ホワイエ	330	470
小ホール	580	790
会議室(2)A	70	190

会議室(2)B	70	190
---------	----	-----

別表第1の2諸室の使用料の表備考4を削り、備考5を備考4に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条、第21条関係)

町民会館附属設備使用料

(単位：円)

区分	名称	単位	使用料 (1時間当たり)
大ホール舞台照明	ボーダーライト	1列	60
	アッパー Horizont ライト	1式	60
	ローアー Horizont ライト	1式	60
	サスペンションライト	1列	120
	サイドフロントライト	1式	120
	シーリングスポットライト	1列	120
	センターピンスポットライト	1台	240
	カッターピンスポットライト	1台	60
	スタンド類	1台	30
	カラーフィルター	1枚	180
	持ち込み器具電源	1kw	60
大ホール舞台音響	拡声装置	1式	610
	はね返りスピーカー	1台	60
	コンデンサーマイク	1本	60
	ダイナミックマイク	1本	60
	ワイヤレスマイク	1本	120
	マイクスタンド	1台	30
	デジタルテープレコーダー	1台	150
	CDプレーヤー	1台	150
	カセットテープレコーダー	1台	60
	三点吊り装置	1式	120
大ホール機器	楽器ピアノCFⅢS(調律料別途)	1台	910
	映写機16mm	1台	910
	スライド映写機	1台	300
	スクリーン	1台	150
	大型プロジェクター	1台	350

大ホール舞台装置	音響反射板	1式	910
	所作台	1台	90
	仮設花道所作台（鳥屋囲い含む）	1式	300
	平台	1台	30
	開足	1台	30
	人形立	1台	30
	松羽目	1式	300
	緋毛せん（フェルト毛せん）	1枚	30
	金屏風	1双	300
	指揮台・指揮者用譜面台	1式	60
	演奏者譜面台	1台	30
	プログラムめくり台	1台	30
	演台	1式	60
	司会者台	1式	30
	パンチカーペット	1式	30
小ホール	楽器ピアノC5（調律料別途）	1台	300
	ボーダーライト	1式	60
	シーリングライト	1式	60
	音響装置	1式	120
	カラオケ	1式	150

備考 附属設備の使用料は、大ホール及び小ホールの使用時間で積算した額とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の基山町民会館設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用料について適用し、同日前に許可した使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町民会館の使用料見直しに伴い、基山町民会館設置及び管理に関する条例を改正する必要がある。

平成29年12月12日原案可決